

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊捜一第223号

令和2年6月30日

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に沿った各種施策の推進について（通達）見出しのことについては、この度、警察庁から別添「『性犯罪・性暴力対策の強化の方針』の決定について（通達）」（令和2年6月12日付け警察庁丙捜一発第6号等）が発出された。

この「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（以下「方針」という。）は、性犯罪・性暴力対策の強化のための関係府省会議の中で決定され、関係府省が連携して各種施策に取り組むとともに、令和2年度から4年度までの3年間を、「集中強化期間」として、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化に取り組むこととしていることから、各所属にあっては、方針の趣旨を踏まえた各種施策（※）への取組を進めること。

※ 警察活動に関連する施策

- 刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処
- 性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実
- 被害申告・相談をしやすい環境の整備
 - ・ 被害届の即時受理の徹底
 - ・ 捜査段階における二次的被害の防止
 - ・ 警察における相談窓口の周知や支援の充実
 - ・ 被害者がワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
- 切れ目のない手厚い被害者支援の確立
 - ・ ワンストップ支援センターにおける支援の充実
病院など地域における関係機関との連携強化、職員の研修の充実
 - ・ 多様な被害者支援の充実
- 教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防
 - ・ 学校等における教育や啓発の内容の充実
 - ・ 社会全体への啓発
- 方針の確実な実行

※ 警察庁通達「『性犯罪・性暴力対策の強化の方針』の決定について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。